

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	国・都道府県・市町村及び社会福祉法人以外の者が施設を設置して経営する第一種社会福祉事業の許可申請	
根拠法令・条項	社会福祉法第62条第4項及び第5項	
所 管 課	障害福祉部	障害支援課
審 査 基 準	<p>（施設の設定）第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第一種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>3 前項の許可を受けようとする者は、第1項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した申請書を当該都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>①当該事業を営むための財源の調達及びその管理方法</p> <p>②施設の管理者の資産状況</p> <p>③建物その他の設備の使用の権限</p> <p>④経理の方針</p> <p>⑤事業の営業者、又は施設の管理者に事故があるときの処置</p> <p>4 都道府県知事は、第2項の許可の申請があったときは、第65条の規定により厚生労働大臣が定める最低基準に適合するかどうかを申請するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。</p> <p>①当該事業を営むために必要な経済的基礎があること。</p> <p>②当該事業の営業者が社会的信望を有すること。</p> <p>③実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。</p> <p>④当該事業の経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。</p> <p>⑤脱税その他不正の目的で当該事業を営もうとするものではないこと。</p> <p>（施設の最低基準）第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の整備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	30日以内
	標準処理期間を設定できない理由	